

各報道機関 様

令和4年1月14日配信

## 【変更】令和3年度1月期 嬉野市緊急支援事業

### 飲食店・運転代行事業者を対象とした「休業等協力金」について

※時間短縮営業の取り扱いが変更となりました。

現在、嬉野市内においてもコロナの感染者数が増加傾向にある中で、感染者拡大防止策として、市内での人流を抑制することが重要であると考え、対象期間中に休業または営業時間短縮にご協力いただいた飲食店および運転代行事業者を対象として「休業等協力金」の給付を行います。

つきましては、本件につきましてご周知くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

記

- ・対象期間 令和4年1月15日（土）～1月23日（日）
  - ・給付要件 下記①②をいずれも満たす嬉野市内の飲食店および運転代行事業者
    - ①対象期間全日において休業または午前5時から午後8時までの間に、営業時間を短縮した場合。  
ただし、酒類の提供は午後6時までとします。
    - ②嬉野市が実施する「嬉野市 NEW ENJOY STYLE 宣言（通称「グリーンフラッグ登録）」を行い、感染防止を講じていること
  - ・給付額 休業等協力金 一律 100,000 円  
家賃支援金 上限 50,000 円…※1
- ※1 店舗・事務所が自己所有の場合は、給付対象外

<お問い合わせ>

嬉野市役所 観光商工課

TEL 0954-42-3310 担当：坂元